



平成22年3月24日

資料提供先：中国地方建設記者クラブ
合同庁舎記者クラブ
広島県政記者クラブ
岡山県政記者会
倉敷市政記者クラブ

岡山三川（吉井川水系吉井川・金剛川、旭川水系旭川・百間川、高梁川水系高梁川・小田川）に係わる浸水想定区域の変更指定・公表について

このたび、水防法第十四条第一項に基づき、「浸水想定区域」の指定を変更することとなった以下の河川について、水防法第十四条第三項に基づき公表を行います。また、官報に掲載します。

【指定済区域の変更】吉井川水系吉井川、金剛川（平成17年指定）
旭川水系旭川、百間川（平成17年指定）
高梁川水系高梁川、小田川（平成17年指定）

今回指定の変更を行う河川に関する浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を表示した図面（浸水想定区域図）は、下記にて閲覧できます。また、以下の関係市町にも周知します。

吉井川水系・・・岡山市、瀬戸内市、備前市、赤磐市、和気町
旭川水系・・・岡山市
高梁川水系・・・倉敷市、総社市、岡山市、早島町

記

閲覧場所

中国地方整備局情報公開室 : 広島市中区上八丁堀6-30 TEL 082-221-9231
中国地方整備局岡山河川事務所 : 岡山市北区鹿田町2丁目4番36号 TEL 086-223-5101

閲覧開始日

平成22年3月24日より（開庁日のみ） 9:30～18:00（中国地方整備局情報公開室）
9:00～17:15（岡山河川事務所）

また、以下のホームページにも掲載します。

中国地方整備局ホームページ

<http://www.cgr.mlit.go.jp> 「防災情報」よりご覧下さい

岡山河川事務所ホームページ

<http://www.cgr.mlit.go.jp/okakawa/> 「浸水想定区域図」よりご覧下さい

添付資料：吉井川水系・旭川水系、高梁川水系浸水想定区域図(イメージ)

参考資料：岡山三川浸水想定区域図等について

問い合わせ先

国土交通省 中国地方整備局 電話番号（082）221-9231（昼間代表）

水災害予報センター 水災害予報企画官 藤原 武夫（内線3521）

洪水予測専門官 川島 明昌（内線3522）

岡山河川事務所 電話番号（086）223-5101（昼間代表）

副所長（河川） 植田 憲治（内線205）

調査設計課長 藤井 勲（内線351）

河川環境課長 友沢 晋一（内線361）

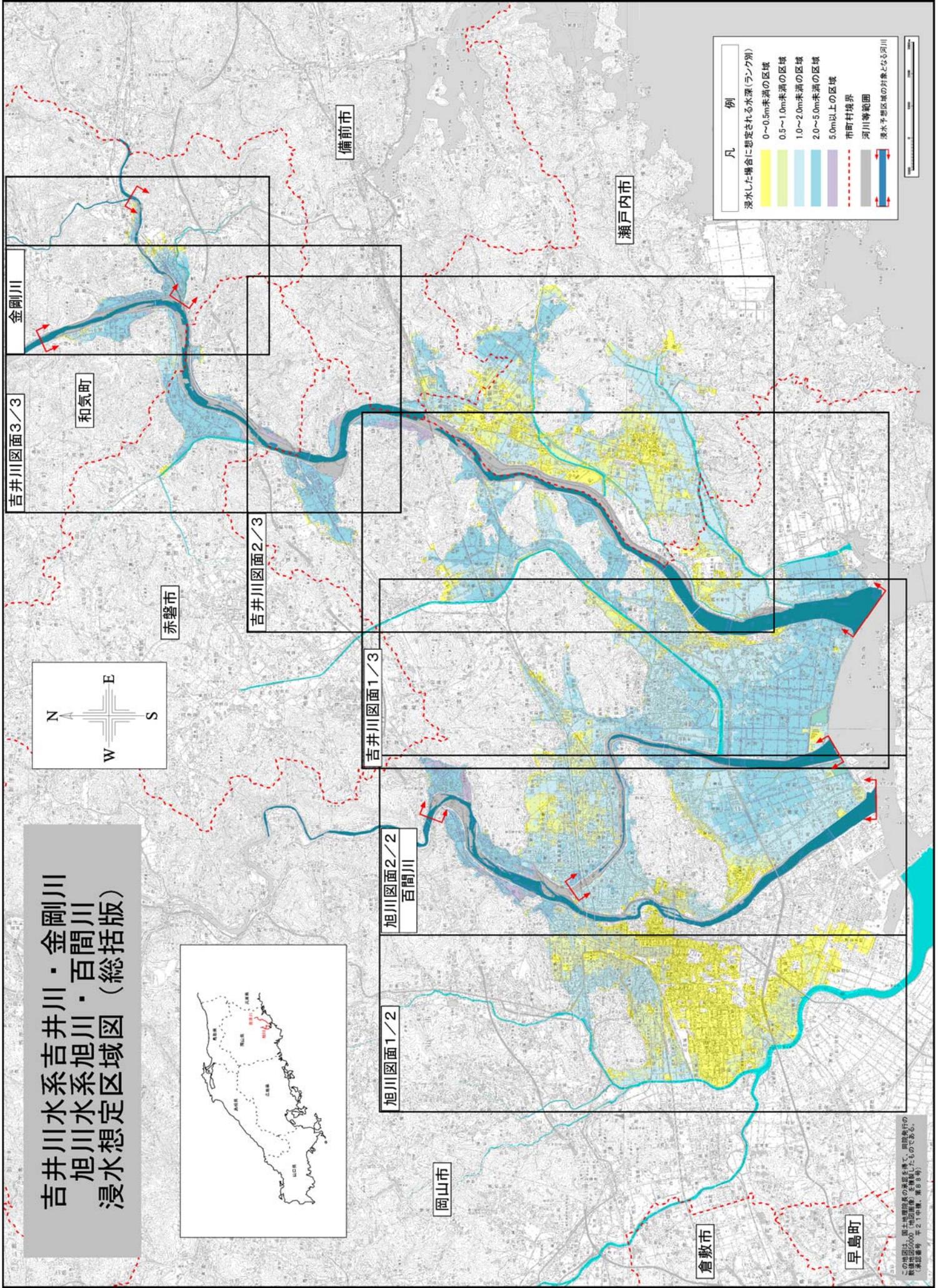
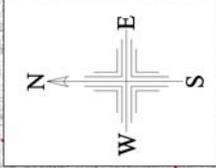
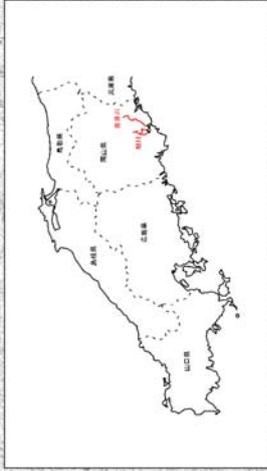
（広報担当窓口）

国土交通省 中国地方整備局 電話番号（082）221-9231（昼間代表）

広報広聴対策官 安田 博信（内線2117）

企画部 環境調整官 塩形 幸雄（内線3114）

吉井川水系吉井川・金剛川 旭川水系旭川・百間川 浸水想定区域図（総括版）



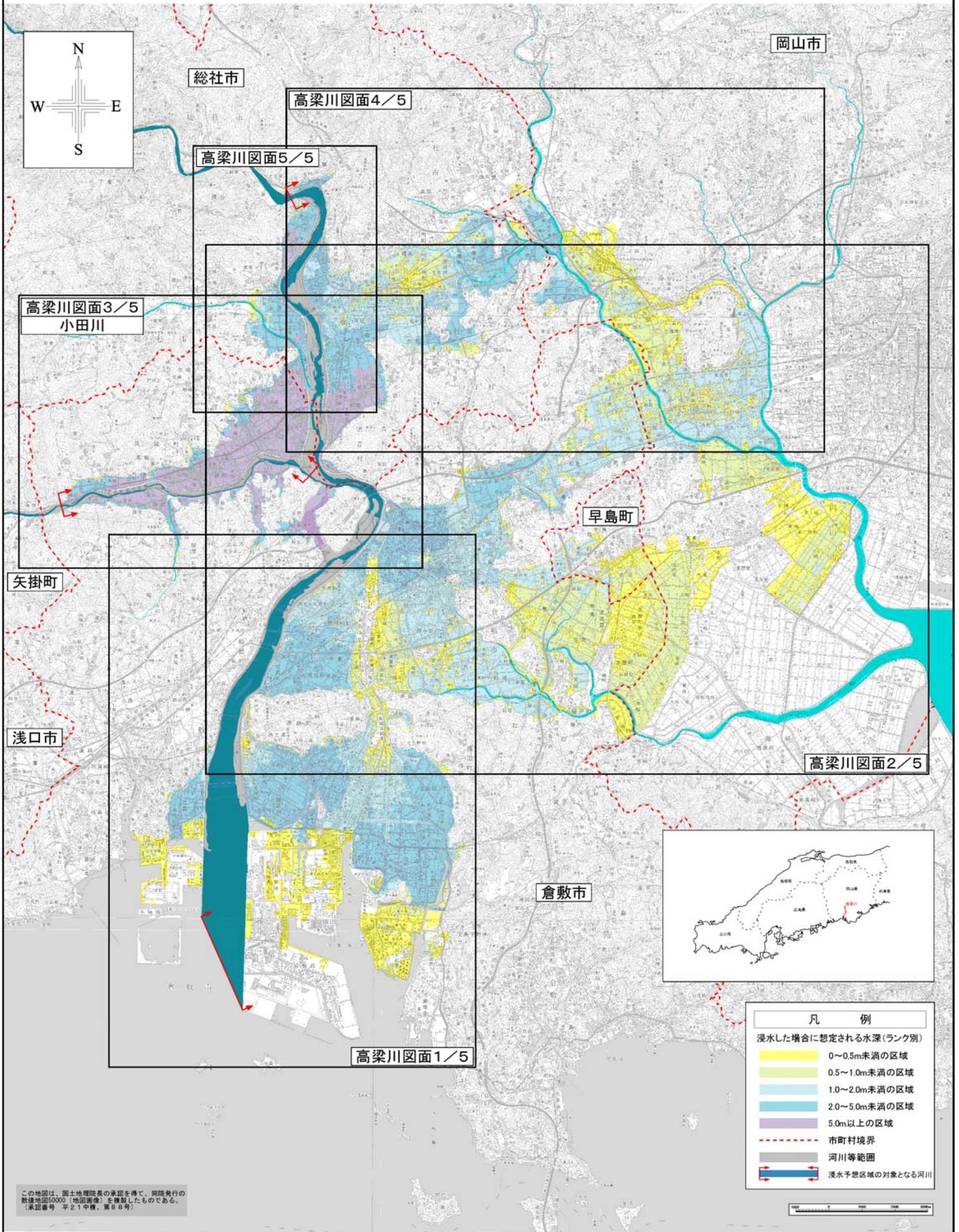
凡 例

浸水した場合に想定される水深(ランク別)

0~0.5m未満の区域	0.5~1.0m未満の区域	1.0~2.0m未満の区域	2.0~5.0m未満の区域	5.0m以上の区域
市町村境界	河川等範囲	浸水予測区域の対象となる河川		

この地図は、国土院院長の承認を得て、国院発行の「国土地理院50000」（地図原簿）を複製したものである。
（承認番号 平21年地 第68号）

高梁川水系高梁川・小田川浸水想定区域図（総括版）



この地図は、国土地理院長の承認を得て、国院発行の
 数値地図50000（地図画像）を複製したものである。
 （承認番号 平2-1中機、第01号）

凡 例	
浸水した場合に想定される水深（ランク別）	
	0～0.5m未満の区域
	0.5～1.0m未満の区域
	1.0～2.0m未満の区域
	2.0～5.0m未満の区域
	5.0m以上の区域
	市町村境界
	河川等範囲
	浸水予想区域の対象となる河川

0 1000 2000 3000 4000

岡山三川（吉井川水系吉井川・金剛川、旭川水系旭川・百間川、高梁川水系高梁川・小田川） 浸水想定区域図等について

【浸水想定区域図の変更】

河川法第16条に従い、平成19年8月に高梁川水系河川整備基本方針、平成20年1月旭川水系河川整備基本方針、平成21年3月吉井川水系河川整備基本方針が策定・公表されました。

河川整備基本方針の策定に伴い、従来の工事实施基本計画を基に作成された岡山三川国管理区間（平成17年6月公表）の浸水想定区域図を見直し、公表するものです。

【浸水想定区域図について】

1. 浸水想定区域図は、平成17年6月に水防法の規定により指定された浸水想定区域と、当該区間が浸水した場合に想定される水深その他を示した図を変更したものです。
2. この浸水想定区域図は、当該河川の河道の整備状況等を勘案して、洪水防御に関する計画の基本となる降雨でおおむね150年に1度（小田川はおおむね100年に1度）の大雨が降ったことにより当該河川がはん濫した場合に想定される浸水の状況を、シミュレーションにより求めたものです。
3. なお、このシミュレーションの実施にあたっては、支派川のはん濫、想定を越える降雨、高潮、波浪、内水によるはん濫等を考慮していませんので、この浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。
4. 平成17年6月に公表した浸水想定区域図は、都市計画図等の地形図を用い1250mメッシュで浸水深等を解析していましたが、この度公表する浸水想定区域図は「航空レーザー測量」による地形図を用い50mメッシュで解析を行っております。これによって、最新の地形を正確に捉え、より精度の高い浸水範囲が再現できております。
5. 各水系の浸水想定区域図は、以下の構成となっております。

吉井川水系吉井川	図面枚数	3枚
吉井川水系金剛川	図面枚数	1枚
旭川水系旭川	図面枚数	2枚
旭川水系百間川	図面枚数	1枚
高梁川水系高梁川	図面枚数	5枚
高梁川水系小田川	図面枚数	1枚

【水防法 関係条項抜粋】

第十四条第一項 国土交通大臣は、第十条第二項又は前条第一項の既定により指定した河川について、都道府県知事は、第十一条第一項又は前条第二項の規定により指定した河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、当該河川の洪水防御に関する計画の基本となる降雨により当該河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定するものとする。

第十四条第三項 国土交通省大臣又は都道府県知事は、第一項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。